

神奈川県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)

令和3年11月

神奈川県

目 次

第 1 はじめに

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎対策……………1
 - (1) 法に基づく特別措置を活用した過疎対策 ……………1
 - (2) 過疎法の目的と過疎対策の理念……………1

- 2 過疎法の仕組み……………2
 - (1) 過疎地域の要件 ……………2
 - (2) 過疎法における国・都道府県・過疎地域（市町村）の主な役割……………2

- 3 県方針の作成に当たって……………3
 - (1) 作成の趣旨 ……………3
 - (2) 対象地域 ……………3
 - (3) 対象期間 ……………3

第 2 神奈川県過疎地域持続的発展方針（県方針）

- 1 基本的な事項 ……………4
 - (1) 過疎地域の現状と問題点 ……………4
 - (2) これまでの取組 ……………11
 - (3) 過疎地域持続的発展の基本的な方向 ……………12
 - (4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 ……………12
 - (5) 個別 11 分野の方針 ……………13

- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成……………13
 - (1) 移住・定住・地域間交流の促進並びに人材育成の方針……………13
 - (2) 移住・定住の促進 ……………13
 - (3) 地域間交流の促進 ……………14
 - (4) 人材の育成 ……………14

- 3 産業の振興 ……………15
 - (1) 産業振興の方針 ……………15
 - (2) 農林水産業の振興 ……………15
 - (3) 地場産業の振興 ……………17
 - (4) 企業の誘致対策 ……………17
 - (5) 起業の促進 ……………18
 - (6) 商業の振興 ……………18
 - (7) 観光の振興 ……………19

4	情報化	19
(1)	情報化の方針	19
(2)	情報化の推進	20
(3)	電気通信施設の整備	20
5	交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	21
(1)	交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保の方針	21
(2)	国道、県道及び市町村道の整備	22
(3)	農道及び林道の整備	22
(4)	交通確保対策	22
6	生活環境の整備	23
(1)	生活環境の整備の方針	23
(2)	上水道、下水処理施設等の整備	24
(3)	消防業務及び救急業務の充実	24
(4)	し尿及びごみ処理施設等の整備	25
7	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
(1)	子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	25
(2)	子育て環境の確保	26
(3)	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	26
(4)	障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
8	医療の確保	28
(1)	医療の確保の方針	28
(2)	無医地区対策	29
(3)	特定診療科に係る医療確保対策	29
9	教育の振興	29
(1)	教育の振興の方針	29
(2)	公立小中学校等の統合整備等教育施設の整備	30
(3)	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	30
10	地域文化の振興等	31
(1)	地域文化の振興等の方針	31
(2)	地域文化の振興等に係る環境整備	32
11	集落の整備	32
12	再生可能エネルギーの利用の推進	33

第1 はじめに

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による過疎対策

(1) 法に基づく特別措置を活用した過疎対策

- 過疎対策は、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」（昭和45年法律第31号）から、現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）まで5次にわたる法律に基づく国の「特別措置」を活用しながら、進められています。

(2) 過疎法の目的と過疎対策の理念

- 過疎法は、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の「持続的発展」を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。
- また、過疎法では、過疎地域の公益的機能や過疎対策の理念として、次のことが掲げられています。
 - ・ 過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが発揮されることにより、国民の生活に豊かさや潤いを与え、国土の多様性を支えている。
 - ・ また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。
 - ・ しかるに、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊の課題となっている。
 - ・ このような状況に鑑み、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取組といった過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが極めて重要である。

[過疎地域とは]

人口の著しい減少等に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他の地域に比べて低い水準に止まっている地域のことです。

過疎地域の要件は、過疎法で定められており、人口要件と財政力要件の両方を満たす市町村の区域をいいます。（過疎法第1条、第2条）

[持続的発展とは]

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のことを言います。

2 過疎法の仕組み

(1) 過疎地域の要件

- 過疎地域は、過疎法において、次の「人口要件」及び「財政力要件」の両方を満たす市町村とされています。

人 口 要 件			財政力要件	
下の①～④のいずれかに該当すること				
① S50～H27 (40年間) の人口減少率 (28%以上)	S50～H27 (40年間) 人口減少率 (23%以上) かつ		④ H2～H27 (25年間) 人口減少率 (21%以上)	H29-R1 (3か年平均) 財政力指数 (0.51以下)
	② H27高齢者比率 (35%以上)	③ H27若年者比率 (11%以下)		

- 過疎法に基づき、令和3年4月1日に過疎地域として公示されているのは、全国1,718市町村のうち820市町村で、全体の47.7%となっています。
- なお、総務省「令和元年度版 過疎対策の現況(令和3年3月)」によると、「過疎地域自立促進特別措置法」(以下、「旧法」という。)において過疎地域として公示されていたのは、全市町村1,719のうち817市町村で、全体の47.5%となっていました。
人口で見ると、全市町村1億2,709万人のうち1,088万人で全体の8.6%、面積で見ると、全市町村377,971km²のうち225,468km²で、全体の59.7%となっていました。

(2) 過疎法における国・都道府県・過疎地域(市町村)の主な役割

- 国は、「過疎対策事業債などの特別措置」などにより過疎地域を支援します。
- 都道府県は、「過疎地域持続的発展方針(以下「県方針」という。)の策定」などにより過疎地域を支援します。
- 過疎地域(市町村)は、「過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、特別措置などを活用した過疎対策を実施します。

3 県方針の作成に当たって

(1) 作成の趣旨

過疎法に基づき作成するもので、県が広域的な視点から今後の過疎地域の持続的発展のための基本的な方向を総合的に示すもので、過疎地域市町村が「過疎地域持続的発展市町村計画」を作成する際の指針となるものです。

(2) 対象地域

過疎地域市町村

※ 令和3年4月1日の過疎法施行時に公示された県内の市町村は、真鶴町です。

<真鶴町の状況>

	人口要件 下の①～④のいずれかに該当すること				財政力要件
	① S50～H27 (40年間) の人口減少率 (28%以上)	② H27 高齢者比率 (35%以上)	③ H27 若年者比率 (11%以下)	④ H2～H27 (25年間) 人口減少率 (21%以上)	
真鶴町	26.6%	38.7%	10.5%	23.5%	0.467



※ 真鶴町は、旧法下でも、平成29年4月1日に過疎地域として公示されました。

(3) 対象期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

第2 神奈川県過疎地域持続的発展方針（県方針）

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 概況

真鶴町は、県の西部に位置し、総面積は 7.05 km²で、全町域が起伏に富んだ複雑な地形をなしており、平たん地はほとんどなく、県内で2番目に小さな町です。町には漁業、石材業、農業、商業、観光業といった様々な産業が営まれてきました。

しかしながら、それらの産業を取り巻く環境も一層厳しくなり、後継者不足もあいまって、それぞれの産業に従事する町民の暮らしにも影響してきています。

令和3年1月1日現在、県の総人口に占める真鶴町の人口の割合は 0.08%、総面積に占める町の面積の割合は 0.29%となっており、また、人口密度は 1,009.22 人/km²と、県内全域の 3,816.17 人/km²と比較して約4分の1となっています。

年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）は 481 人、生産年齢人口（15～64歳）は 3,591 人、老年人口（65歳以上）は 3,043 人となっています。真鶴町の若年者比率（総人口に占める 15～29歳人口の比率）は 9.42%となっており、県内全域の 15.30%を下回っています。また、高齢者比率（総人口に占める 65歳以上人口の比率）は 42.77%となっており、県内全域の 25.24%を上回っています。

また、真鶴町の財政力指数（平成29年度から令和元年度までの平均）は 0.47であり、県内平均の 0.92 を大きく下回っています。

【人口・面積の状況】

区 分	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度 （人/km ² ）
過疎地域 （真鶴町）	7,115	7.05	1,009.22
県内全域	9,220,245	2,416.10	3,816.17
割合（%）	0.08	0.29	—

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和3年1月1日時点）、
国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和3年1月1日時点）より作成

【年齢3区分別人口の状況】

区分	総数(人)	0～14歳 (人)	15～64歳 (人) ※()内は 15歳～29歳 (a)	65歳以上 (人) (b)	若年者比率 (%) [(a)/総数]	高齢者比率 (%) [(b)/総数]
過疎地域 (真鶴町)	7,115	481	3,591 (670)	3,043	9.42	42.77
県内全域	9,220,245	1,107,903	5,785,017 (1,410,834)	2,327,286	15.30	25.24

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和3年1月1日時点）

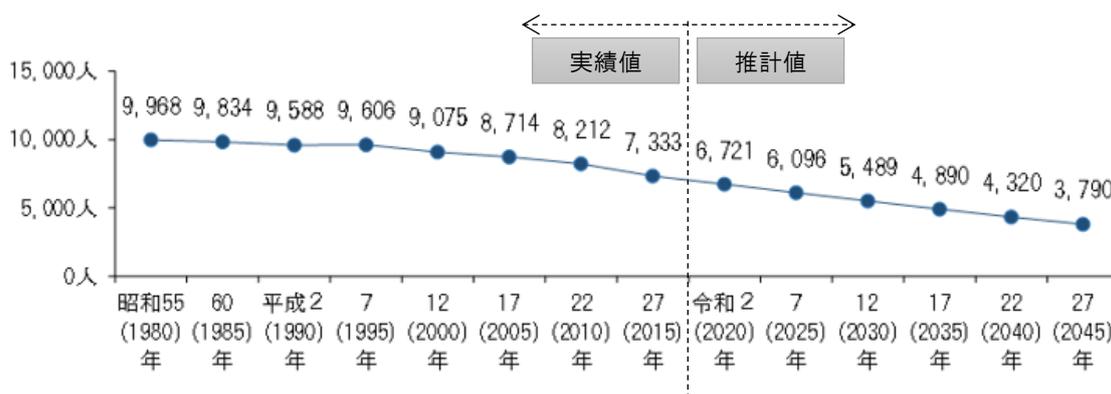
イ 人口の動向

(7) 総人口の推移

国勢調査によると真鶴町の人口は、平成27年には7,333人となっており、昭和55年の9,968人よりも2,635人減少しています。

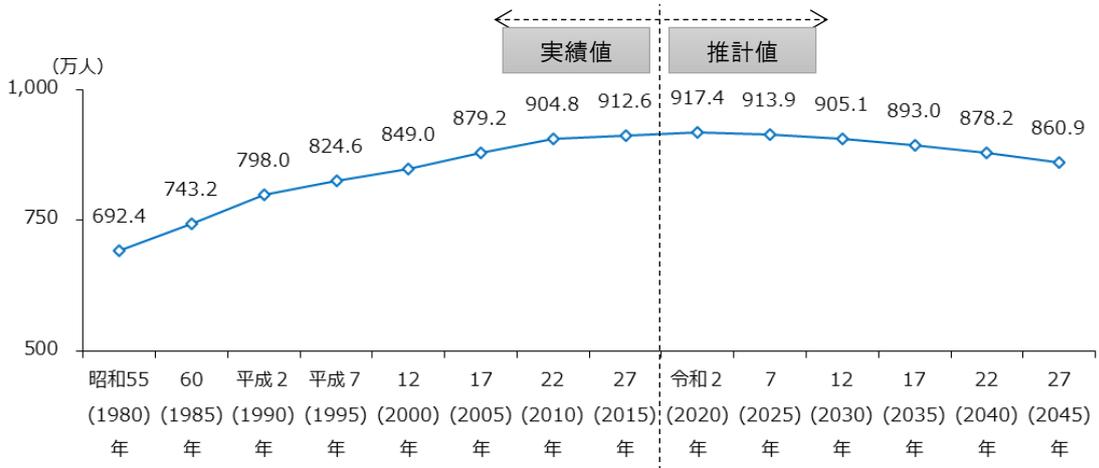
平成27年までの国勢調査の結果に基づく真鶴町の将来推計について、国立社会保障・人口問題研究所による令和2年以降の推計値を見ると、5年ごとに550人前後減少していき、令和27年には3,790人になると見込まれます。

○ 総人口の推移と将来推計（真鶴町）



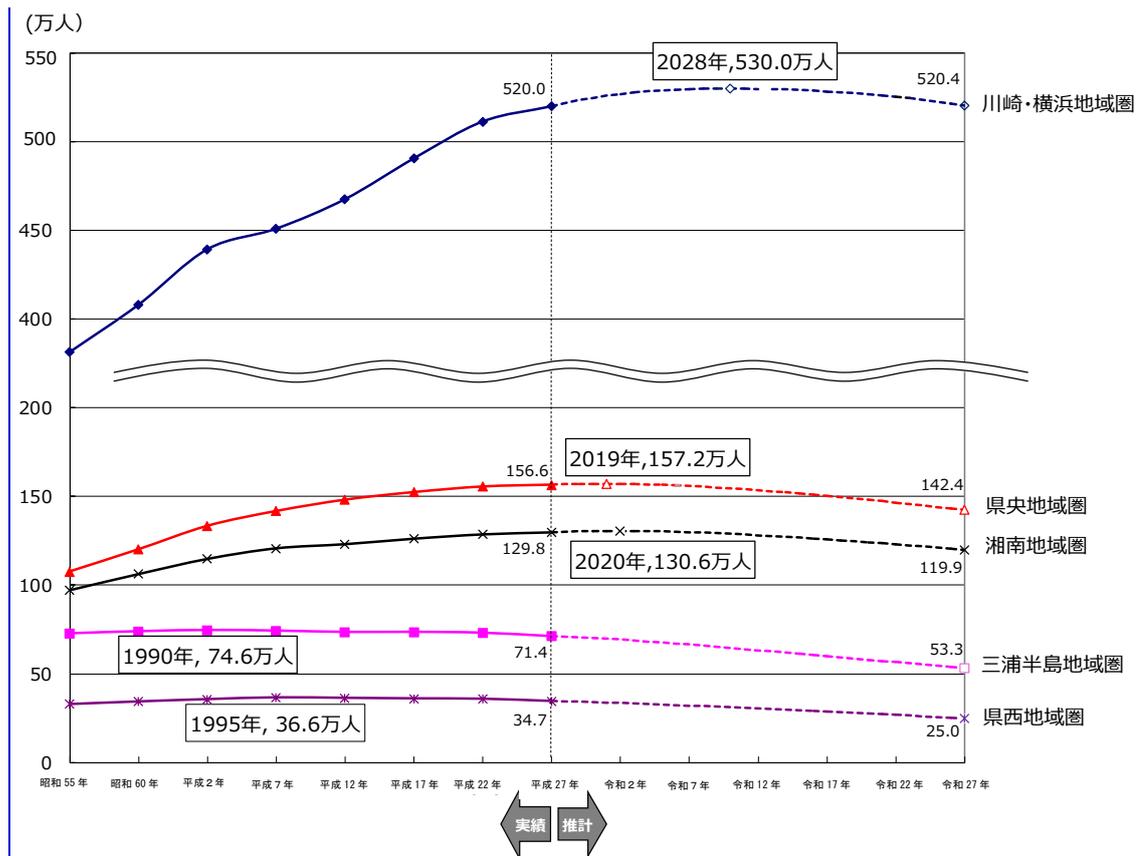
出典：「第2期 真鶴町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」より作成

(参考) 総人口の推移と将来推計 (神奈川県)



(県政策局作成)

(参考) 地域政策圏別の将来人口推計 (神奈川県・中位推計)



備考1 吹き出し内は、各地域圏の人口の最大値

備考2 2015年までの実績値は総務省統計局「国勢調査結果」、2016年以降は推計値

(県政策局作成)

(イ) 年齢3区分別人口の推移

次に、年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）ともに、昭和55年以降減少しています。

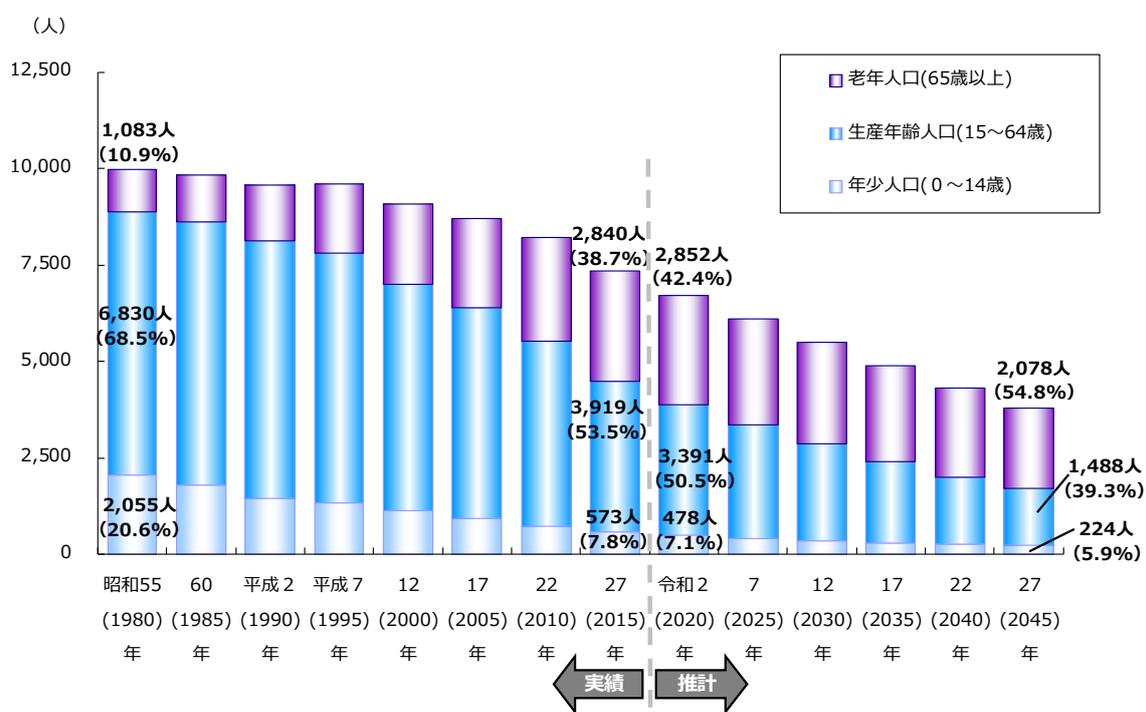
年少人口は、昭和55年に2,055人であったものの、平成27年には573人まで減少しています。令和2年以降の推計値をみると、令和27年には224人と、ピーク時の約10分の1まで減少するものと見込まれます。生産年齢人口も年少人口同様に、昭和55年の6,830人以降減少が続き、令和27年には1,488人と、ピーク時の約4分の1まで減少するものと見込まれます。

老年人口（65歳以上）は、昭和55年に1,083人であったものの、平成27年には2,840人まで増加しています。平成27年度全国平均の高齢化率が26.7%であるのに対し37.4%と高くなっています。令和2年以降の推計値をみると、令和2年の2,852人をピークに、以降は減少していき、令和27年には2,078人になるものと見込まれます。

昭和55年から平成27年の間に、年少人口が老年人口を上回っている状況です。

年少人口や生産年齢人口も減少しているため、老年人口が減少しても高齢化率は上昇していき、令和17年からは町の5割以上が高齢者になるものと見込まれます。

○ 年齢3区分別人口の推移（真鶴町）



出典：「第2期 真鶴町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」より作成

○ 年齢3区分別人口の過去の推移（真鶴町）

	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年		昭和55(1980)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,141人		10,258人	12.20%	10,284人	0.30%	9,999人	-2.80%	9,968人	-0.30%
0～14歳	2,839人		2,693人	-5.10%	2,504人	-7.00%	2,307人	-7.90%	2,055人	-10.90%
15～64歳	5,793人		6,959人	20.10%	7,019人	0.90%	6,775人	-3.50%	6,830人	0.80%
うち15～29歳(a)	2,371人		2,894人	22.10%	2,628人	-9.20%	2,273人	-13.50%	2,099人	-7.70%
65歳以上(b)	509人		606人	19.10%	761人	25.60%	917人	20.50%	1,083人	18.10%
(a)/総数 若年者比率	25.90%		28.20%	-	25.60%	-	22.70%	-	21.10%	-
(b)/総数 高齢者比率	5.60%		5.90%	-	7.40%	-	9.20%	-	10.90%	-

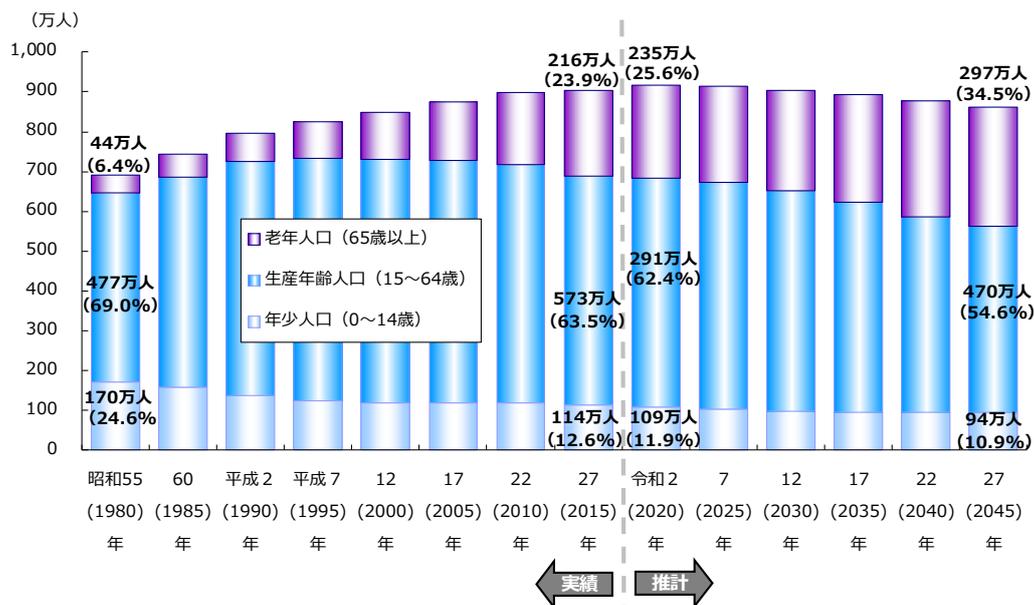
	昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年		平成12(2000)年		平成17(2005)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,834人	-1.30%	9,588人	-2.50%	9,606人	0.20%	9,075人	-5.50%	8,714人	-4.00%
0～14歳	1,787人	-13.00%	1,452人	-18.70%	1,319人	-9.20%	1,118人	-15.20%	923人	-17.40%
15～64歳	6,814人	-0.20%	6,679人	-2.00%	6,495人	-2.80%	5,882人	-9.40%	5,471人	-7.00%
うち15～29歳(a)	1,942人	-7.50%	1,874人	-3.50%	1,709人	-8.80%	1,436人	-16.00%	1,194人	-16.90%
65歳以上(b)	1,233人	13.90%	1,452人	17.80%	1,790人	23.30%	2,067人	15.50%	2,320人	12.20%
(a)/総数 若年者比率	19.70%	-	19.50%	-	17.80%	-	15.80%	-	13.70%	-
(b)/総数 高齢者比率	12.50%	-	15.10%	-	18.60%	-	22.80%	-	26.60%	-

	平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,212人	-5.80%	7,333人	-10.70%
0～14歳	733人	-20.60%	573人	-21.80%
15～64歳	4,782人	-12.60%	3,919人	-18.00%
うち15～29歳(a)	1,014人	-15.10%	774人	-23.70%
65歳以上(b)	2,697人	16.30%	2,840人	5.30%
(a)/総数 若年者比率	12.30%	-	10.60%	-
(b)/総数 高齢者比率	32.80%	-	38.70%	-

※平成2(1990)年以降は、総数に年齢不詳が含まれています。

出典：国勢調査

(参考) 年齢3区分別人口の推移（神奈川県・中位推計）



※2015年までの実績値は、総務省統計局「国勢調査結果」による。

※年齢3区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出。

ウ 就業者数の動向

真鶴町における就業者数は、総人口の減少に伴って全産業で減少傾向にあります。

真鶴町では、農業、漁業といった第一次産業が盛んでしたが、就業者の減少が進んでおり、採石業などの第二次産業も、昭和45年以降、就業者が減少しています。

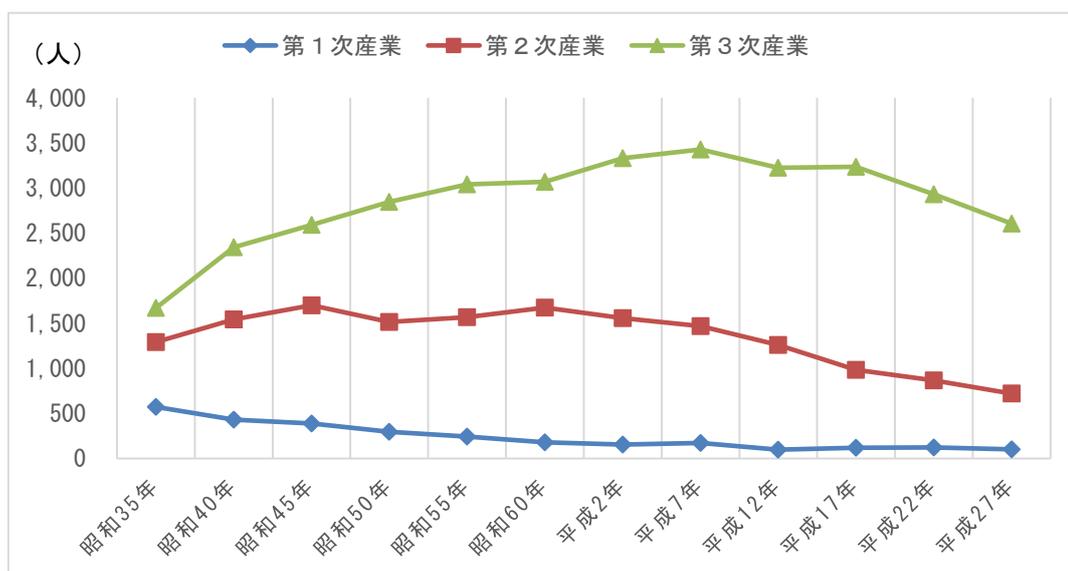
一方、第三次産業では、平成7年まで就業者数が増加しました。平成7年以降は真鶴町全体の人口減に伴い減少していますが、第一次、第二次産業との比率では、増加を続けています。

○ 真鶴町における産業別就業者数の推移(昭和35年から平成27年まで)

	昭和35(1960)年		昭和40(1965)年		昭和45(1970)年		昭和50(1975)年		昭和55(1980)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,531人		4,924人	39.50%	4,675人	-5.10%	4,654人	-0.40%	4,848人	4.20%
第一次産業	16.20%		10.00%	-	8.30%	-	6.40%	-	5.00%	-
第二次産業	36.50%		35.80%	-	36.30%	-	32.50%	-	32.30%	-
第三次産業	47.30%		54.20%	-	55.40%	-	61.10%	-	62.70%	-

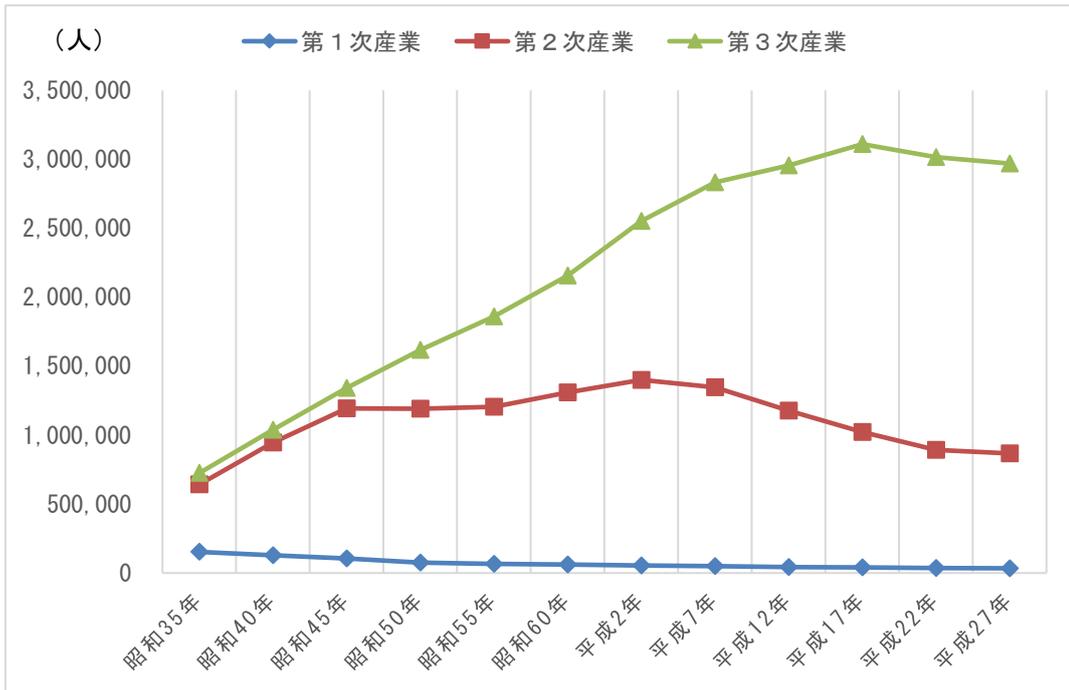
	昭和60(1985)年		平成2(1990)年		平成7(1995)年		平成12(2000)年		平成17(2005)年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,919人	1.50%	5,043人	2.50%	5,066人	0.50%	4,581人	-9.60%	4,339人	-5.30%
第一次産業	3.60%	-	3.10%	-	3.40%	-	2.10%	-	2.70%	-
第二次産業	34.00%	-	30.80%	-	29.00%	-	27.50%	-	22.70%	-
第三次産業	62.40%	-	66.00%	-	67.60%	-	70.40%	-	74.60%	-

	平成22(2010)年		平成27(2015)年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,921人	-9.60%	3,424人	-12.70%
第一次産業	3.10%	-	2.90%	-
第二次産業	22.10%	-	21.00%	-
第三次産業	74.70%	-	76.00%	-



出典：国勢調査

(参考) 県における産業別就業者数の推移 (昭和 35 年から平成 27 年まで)



出典：国勢調査

エ 財政力指数の動向

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指標で、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

真鶴町の財政力指数は、年々低下しており、真鶴町では、「毎年低下している要因は人口の減少や高齢化に伴う地方税の減少が大きい。」としています。

【財政力指数の推移】

区 分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R 1 年度	R 2 年度
真鶴町	0.499	0.494	0.484	0.478	0.467	0.454
県	0.908	0.912	0.913	0.918	0.918	0.916

出典：県政策局作成

オ 社会資本の整備状況

真鶴町の主な社会資本の整備状況は、次表のとおりとなっており、県内市町村平均と比べると、下水道処理人口普及率が低い状況となっています。

【主な社会資本の整備状況】

項目	真鶴町	県内市町村平均
道路改良率（＊１）	30.7%	62.7%
道路舗装率（＊２）	27.1%	33.9%
水道普及率（＊３）	98.6%	99.9%
下水道処理人口普及率（＊４）	18.4%	96.9%

(注) ＊１、＊２は平成30年度データ（2020 道路統計年報及び真鶴町聞き取りによる）、＊３、＊４は令和元年度データ（「令和元年度 神奈川県の水道」、「令和２年度版 神奈川県の水道事業」及び真鶴町聞き取りによる）

$$*1 \text{ 道路改良率} = \frac{\text{真鶴町又は県内の市町村道の改良済延長} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の市町村道の実延長}}$$

$$*2 \text{ 道路舗装率} = \frac{\text{真鶴町又は県内の市町村道の舗装済（簡易舗装を除く）延長} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の市町村道の実延長}}$$

（＊１、＊２の「県内市町村平均」には、政令指定都市を含まない。）

$$*3 \text{ 水道普及率} = \frac{\text{真鶴町又は県内の現在給水人口} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の行政区域内人口}}$$

（「行政区域内人口」：国勢調査確定数を基準人口とした推計人口）

$$*4 \text{ 下水道処理人口普及率} = \frac{\text{供用開始済区域内人口} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の住民基本台帳人口}}$$

(2) これまでの取組

真鶴町が平成29年4月に過疎地域として公示された際、県は旧法に基づいて「神奈川県過疎地域自立促進方針」を策定し、過疎地域の基本的な方向を示しました。

真鶴町では、この県方針に基づいて「真鶴町過疎地域自立促進計画」を策定し、過疎事業対策債などの制度を活用して、過疎対策に取り組んできました。

県では、真鶴町におけるこうした過疎対策を支援するため、過疎事業対策債の活用に対する助言や、国との事前調整などを行ってきました。

こうした中、真鶴町の人口が依然として減少しているほか、財政的にも厳しい状況となっており、県として引き続き過疎対策に取り組む必要があります。

(3) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

県方針は、次の4つの基本的な方向により、過疎地域の持続的発展を図るものとし、

- ① 県が策定した「総合計画」を踏まえながら、「神奈川県人口ビジョン」や「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに示した次の人口問題への基本的な方針と整合性を図り、進めていくものとし、

[克服すべき2つの課題]

- ・ 人口減少に歯止めをかける
- ・ 超高齢社会を乗り越える

[3つのビジョン]

- ・ 「合計特殊出生率」の向上（自然増に向けた対策）
- ・ 「マグネット力」の向上（社会増に向けた対策）
- ・ 「未病」の取組による健康長寿社会の実現（超高齢社会への対応）

[4つの基本目標]

- ・ 経済のエンジンを回して魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける神奈川を創る
- ・ 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる
- ・ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・ 活力と魅力あふれるまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める

- ② 過疎地域の実態に適合するとともに、その特性を活かし、自主性、主体性、創意工夫等を尊重して、行政、集落など地域コミュニティ、地域づくりを支えるNPO、企業などの多様な主体との協働・連携により、進めていくものとし、
- ③ 過疎地域の住民の福祉の向上のためのみならず、過疎地域の豊かな自然環境・地域資源などが持つ、広く県民全体の生活に豊かさと潤いを与え、県土の多様性を支えるといった公益的機能をより一層発揮できるよう、進めていくものとし、
- ④ 過疎市町村の人的、技術的、財政的な資源の制約から、特に過疎対策において、都道府県による支援の重要性が高まっています。そこで、県は過疎対策として、①広域にわたる施策の実施、②市町村相互間の連絡調整、③人的及び技術的援助その他必要な援助を行っていきます。

(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎地域の持続的発展を図るためには、まずは過疎市町村が自ら行う取組が重要ですが、それだけでなく、過疎市町村がともに生活圏を形成してきた周辺市町村と連携して取組を進める必要があります。県は、過疎市町村や周辺市町村とともに、県西地域活性化プロジェクトなどの広域的な計画等に基づき、地域全体の活性化に取り組むものとし、

(5) 個別 11 分野の方針

過疎法が定めた個別 11 分野について、分野ごとに現状・問題点と方針を示した上で、過疎対策に取り組むものとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進並びに人材育成の方針

(現状・問題点)

コロナ禍を契機としたテレワークの普及や働き方の見直し等により、これまでは都心に通勤して働いていた人達の中にも、住んでいる地域の中で働く、つまり「住みながら働く」という選択をする人が多くなると考えられます。

県西地域は、水と緑が彩る自然、ゆとりのある空間、食・運動・癒しの地域資源、深みのある歴史・文化に恵まれている一方で、いざという時には都心との間で容易に行き来ができる、まさに「住みながら働く」最適な地域です。

また、地域内で未病改善の様々な取組が行われている状況は、健康に関心を持つ人達にとって、訴求力のあるセールスポイントになり得ます。

一方、県西地域全体の人口は、主に他の地域への人口の流出（転出超過）により人口減少傾向が続いています。

年代別では、特に、20歳代、30歳代の若年層や、子育て層の転出超過が多くを占めています。

(方針)

県西地域の多彩な資源を生かしながら、コロナ禍を契機としたニーズの変化にも対応した楽しみ方を提供することにより、感染拡大を防止しながら、交流人口の増加を図ります。

また、地域資源を活用した様々な取組を通じて地域との交流を深めてもらい、関係人口*の創出を図ります。

加えて、地域内の人が住み続けたいくなるように、また、地域外の人が移り住みたいくなるように、新しい働き方も含め「住みながら働く」ことができる地域の魅力を磨き、活用することで、移住・定住を促進します。

※ 関係人口

…移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、その中間の、地域や地域の人々と多様に関わる方

(2) 移住・定住の促進

(現状・問題点)

移住希望を抱いていても、子どもの教育や生活基盤の関係などで、すぐには踏み切れない人達も多いと考えられます。

そのため、まずは、地域との関係を少しずつ深め、地域と継続的な関わりを持つ関係人口になってもらうことが有効です。

(方針)

「新たな日常」によってもたらされた価値観の変化をチャンスと捉えて、関係人口の創出などの移住・定住促進の取組を強化するとともに、住み続けるために必要な地域資源の充実を図ります。

具体的には、コロナ禍をきっかけに移住に関心を持った都心住民等に対して、テレワーク等をキーワードとした情報発信や、「ちょこっと田舎・かながわライフ支援センター（東京・有楽町）」をワンストップ相談窓口とした暮らしと仕事に関する移住相談などにより、関係人口の創出等を通じた移住・定住を促進します。

また、市町や民間事業者と連携しながら、地域医療提供体制の充実、先進テクノロジー等の活用を図ることで、県西地域の住みやすさの向上を図ります。

(3) 地域間交流の促進

(現状・問題点)

県西地域の主要産業でもある観光の分野では、コロナ禍を契機に、近距離の旅行や個人、少人数行動が好まれるなど、需要の変化が起きていると言われてい

(方針)

地域固有の様々な資源を活用したコンテンツを磨き上げ、その魅力を生かした楽しみを提供するとともに、ディープな魅力を伝える情報発信を国内外に向けて行います。

また、移動手段の提供や市町の境を超えた周遊ルート の提案などにより、地域の回遊性を高めます。

(4) 人材の育成

(現状・問題点)

県西地域全体の人口は、主に他の地域への人口の流出（転出超過）により人口減少傾向が続いています。

地域の活力を維持していくためには、地域を担っていく次の世代が活躍していくことが必要です。

(方針)

ゆるやかな世代交代による持続可能社会の実現に向けて、世代や地域を越えた幅広い交流を進め、地域への関心を高め、愛着を醸成し、地域の将来の担い手づくりを進めます。

具体的には、若者が参加して、地域の活性化について考える会議等を開催し、柔軟なアイデアの提案・実現による地域の活性化と地域への愛着の醸成を図ります。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

(現状・問題点)

県内では、製造業の事業所数が減少傾向にあるなど産業構造の転換が一層進んでいます。

また、国内外の経済には様々な懸念要因があり、企業経営は引き続き楽観視できない状況が続くと見込まれることから、更なる県内経済の活性化が求められています。

そうした状況の中で地域経済が発展していくには、事業所の約99%を占める中小企業・小規模企業が地域とともに元気に活動していくことが不可欠です。中小企業・小規模企業が元気になれば、事業活動が活発化し、雇用や付加価値の増加などにつながります。

一方、少子・高齢化の進展や、海外との競争の激化などに伴い、多くの中小企業・小規模企業が利益を確保することが困難となっており、また、経営者の高齢化の進展と後継者不足などから、廃業を余儀なくされるケースが増えて、企業数は減少しています。

(方針)

こうした状況に歯止めをかけるため、令和7年度までに「開業率10%」、令和2年度までに「黒字企業の割合50%」*という2つの数値目標を掲げました。今後は、「活気あふれるかながわ」の実現に向けて、県民、企業及び団体など一層連携・協働して、中小企業・小規模企業の活性化を推し進めます。

次に、中小企業・小規模企業の経営基盤強化や経営安定化、さらに新たな事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等地域の支援機関と連携し、きめ細かい支援体制の整備を進め、総合的な支援を展開します。

そして、中小企業・小規模企業の売上拡大に向けた需要開拓や、企業数の減少に歯止めをかけるための創業や事業承継、地域に根差した商店街や観光産業等の振興、中小企業・小規模企業の魅力を発信し、若年者、中高年齢者、女性、障がい者などの雇用を確保することにより、中小企業・小規模企業の人材確保・育成といった、それぞれの課題の解決に向けた施策を実施します。

※ 黒字企業の割合については、令和2年度の実績が確定する令和4年度を目途に、実績を踏まえて改めて令和7年度の目標を設定します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

(現状・問題点)

県内の農業従事者・耕作面積は、減少傾向にあり、担い手の高齢化も進んでいます。

真鶴町の農地は、傾斜地の樹園地が主となっており、主要作物は柑橘類です。

小規模面積の経営体が多く、農業従事者は高齢化と減少が進んでおり、新規参入も含めた多様な担い手を確保することが課題となっています。

また、消費者ニーズに対応した農産物の生産や多様な販路の確保など、農業者の所得の向上に向けた取組が必要です。

地域的にサルやイノシシ等の鳥獣による農作物被害が増加しており、生産安定のための対策が必要です。

(方針)

担い手の高齢化と減少については、意欲ある経営体を確保するため、企業の参入などを含めた新規参入の促進・定着を図りながら、多様な担い手による農業資源の維持・確保を図ります。また、農業者の所得の向上については、県民ニーズに応じた農産物の販路拡大とともに、新たな付加価値を生み出すため、6次産業化や観光農業の取組を支援します。

さらに、有害鳥獣による農作物被害については、農業活動を継続できるよう、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を支援します。

イ 林業

(現状・問題点)

県内の人工林では、林齢 51 年生以上の成熟化しつつある森林が 74%を占めるなど、森林資源は充実し利用可能な時期にきています。こうした現状を踏まえ、計画的な間伐の推進とそれに伴う間伐材の有効利用などを通じた、資源循環の更なる促進が課題となっています。

また、真鶴町では、人工林の多くが北西部に位置し、県が管理する森林となっており、その他の人工林は町域に分散し、森林施業の共同化が行いにくい状況にあります。

一方、南東部の地域は県立真鶴半島自然公園に指定されており、樹齢 350 年を超えるマツ、クスノキやシイなどの常緑広葉樹の森林となっています。

また、県内でも貴重な魚付き保安林に指定されており、その保全については、町として協議会を組織して取り組んでいます。

(方針)

人工林については、県が管理する森林を中心に、間伐等の森林整備を推進し、水源かん養や土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能が発揮できるようにします。また、南東部の森林については、松くい虫被害対策として、薬剤の樹幹注入による予防措置や被害木伐倒駆除について、支援します。

さらに、近年、県内で被害が拡大しているナラ枯れ被害対策として、技術的な助言や被害情報の収集について、支援します。

ウ 水産業

(現状・問題点)

県内の漁業就業者・漁業生産量は、減少傾向にあり、魚価の低迷や担い手の高齢

化に伴い漁業就業者も減少し、漁村コミュニティの活性化も課題となっています。

真鶴町では、定置網漁業を主体に刺網漁業や採介藻漁業等が行われています。定置網漁業においてはアジ、イワシ、カマスなどが漁獲されているほか、最近ではブリの漁獲量が増加したこともありました。この地域の主力となっている定置網漁業は、漁具の防災対策の強化による急潮等気象災害の減少、漁場に適した型の漁具の導入などにより漁獲量の改善と経営の安定化が進められています。

(方針)

定置網漁業への先端技術の導入による漁ろう作業の安全性の向上や省力化の支援、急潮等に対する防災対策の強化、その他の漁業への必要に応じた支援の実施により、水産物の安定供給と経営の安定化を図り、就業の促進と定着を支援します。

また、観光地に近いという立地条件を活かした地場水産物のブランド化や6次産業化など、漁業経営の強化等による地域経済の活性化を促進するとともに、水産物水揚げ・流通拠点である小田原漁港を中心とする県西地域の漁業施設の機能強化を支援します。

なお真鶴港については、漁業基地における物揚場等、地場産業活性化に向けた基盤を整備します。

また、真鶴町岩地区では「浜の活力再生プラン」等に基づく漁業施設整備や貝類等の養殖、岩漁港の整備について、県は助言・指導や調整を行います。

(3) 地場産業の振興

(現状・問題点)

県内の中小企業・小規模企業は、国内のみならず海外の企業との競争に直面しています。このため、県内の特徴的な農林水産物、観光資源などを活用し、新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うことが求められています。

特に真鶴町では、歴史のある石材業（小松石）においても、海外の安価な石材の影響により販売量も下降しており、さらに後継者不足により厳しい状況にあります。

(方針)

伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、県内にある魅力的な地域資源の発掘・活用を促進し、真鶴町における石材業など地域の特色ある産業の振興を図ります。また、中小企業・小規模企業者と農林漁業者が連携し、互いの有するノウハウ・技術などを活用することで、両者の有する強みを結び付けた新商品の開発や販路拡大などの取組を促進します。

(4) 企業の誘致対策

(現状・問題点)

県内には「国家戦略特区」や「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特

区」、「さがみロボット産業特区」の3つの特区があるほか、さがみ縦貫道路の開通による交通利便性の向上や大規模・高機能な物流拠点の集積など、更なる経済活性化に向けた潜在力があります。また、これまで県経済を支えてきたものづくり企業などで技術の高度化が進むとともに、研究開発機能などがしっかりと根づいています。

中でも、真鶴町を含む県西地域は、時代をリードする贅沢なくらし「かながわ県西ライフ」を目指して、地域が一体となってくらしを支える仕事と産業の基盤づくりを進めています。

(方針)

県内経済の活性化と雇用の創出を目指して、研究所などの新規立地や県内企業の再投資を促進するため、経済的インセンティブによる支援やプロモーション活動の重点的な展開などにより、未病関連産業や地域振興型産業など今後の成長が見込まれる産業の集積や、企業立地の促進を図ります。

また、空き家や空き店舗等も活用しながら、サテライトオフィスやコワーキングスペース等を充実させるとともに、法人等を対象にしたトライアルステイの受入を進めます。

(5) 起業の促進

(現状・問題点)

県内では、経営者・従業員の高齢化、後継者不足などにより、廃業が増加傾向にある中、中小企業・小規模企業の事業の継続をきめ細かく支援することにより、有用な経営資源の散逸を防いでいく必要があります。

(方針)

産業競争力の強化に向けて、公益財団法人神奈川産業振興センターなどとの連携による総合的な支援体制を充実するとともに、ベンチャーなどが次々と「生まれ・育ち・集う」環境の形成を通じて、ベンチャーなどの質的、量的拡充を図ります。

(6) 商業の振興

(現状・問題点)

本県は、首都圏に位置し、都市化が進んでいる地域でありながら、一方で、森・川・海が連なる豊かな自然環境にも恵まれており、それぞれの地域に魅力ある資源やライフスタイルがあります。また、商店街のにぎわいは地域に多くの人を引きつけるマグネットになります。

にぎわいのある商店街が身近にあることは重要であるとする県民は約 65%いるにもかかわらず、そういった商店街が実際に身近にあると感じている人は約 16%に留まっているため、商店街の活性化を図る必要があります。

(方針)

中小企業・小規模企業が多い商業・商店街の振興を通じて、地元だけではなく県

内外からの人を引きつける魅力ある商店街の創出や地域と一体となったまちづくりの取組を促進します。また、若手商業者などの人材を育成し、にぎわいのある商店街を生み出すことで、地域やまちの活性化を図ります。

(7) 観光の振興

(現状・問題点)

県内には、国際的な観光地である横浜・鎌倉・箱根をはじめ、県内各地に、眺望のよい海岸線や温泉地の街並みなどの景観や、寺社・仏閣などの歴史的建造物、文化や花など、多様な観光資源があります。

そこで、各地において地域主体で取り組む魅力づくりを支援し、観光地の魅力向上を推進します。

(方針)

日本地質百選に選定された「箱根火山」の周辺地域（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市）を「箱根ジオパーク」として箱根火山を保全・教育・地域振興につなげる活動を推進します。また、火山の息吹を感じられる大地や自然、そして育まれた文化、歴史を新たな魅力として紹介するほか、県西地域独自の観光資源の磨き上げや環境整備、埋もれがちになっている地域独自のディープな魅力についての情報発信などを行います。

このほか、地域の自然、文化、くらし等を生かした体験観光等の推進、地域資源を生かしたスポーツイベントの開催などにより、交流人口、関係人口を創出します。

4 情報化

(1) 情報化の方針

(現状・問題点)

県では、今後、本格的な人口減少や少子高齢化が進行し、こうした社会環境の変化に伴い、県民ニーズはますます多様化するものと見込まれ、これに対応したきめ細かなサービスの提供が求められる一方で、税財源や人的資源の縮小が懸念されています。

こうした中で、限られた予算・人材を有効に活用し、ニーズに応じた質の高い県民サービスを提供するためには、検証可能な施策立案を進めるとともに、これまで以上に県の業務の効率化を図ることが必要であり、これらを実現する上で、ICT及びデータの利活用は不可欠です。

(方針)

県では、ICT及びデータの利活用を通じ、地域の更なる発展と課題解決をめざすため、令和元年7月に「かながわICT・データ利活用推進計画」を策定し、県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とする「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とする「行政の情報化」という2つ

の側面から、ICT及びビッグデータを含む多様なデータの利活用に積極的に取り組むこととしています。

(2) 情報化の推進

(現状・問題点)

「かながわICT・データ利活用推進計画」は、県民の安全安心や利便性の向上を図ることを目的とした「くらしの情報化」と、行政内部の業務全般の効率化を図ることを目的とした「行政の情報化」の2つの側面に分かれており、それぞれごとに具体的な施策を位置付けています。

(方針)

「くらしの情報化」については、地域課題の解決を実現するための県民サービスを対象とし、県が自ら提供するサービスだけではなく、民間が提供するサービスを県が支援する場合も含むものとします。このうち、県が実施する施策については、EBPM^{※1}の考え方を取り入れ、データを活用した客観的な分析・検証により実効性を高めていきます。

県では、健康・医療・介護、観光、農林水産・環境、ものづくり、インフラ・防災・減災、教育など様々な分野において、ICTやビッグデータを含む多様なデータの利活用を進めることにより、多様な県民ニーズに対応するサービスを実現することとしています。

「行政の情報化」については、ICTを活用した業務の効率化、ICT環境の最適化及びEBPMなど多様なデータの利活用を支える環境の整備を推進し、業務時間の短縮や経費削減、働きやすい環境の実現が図られることで、県民サービスの向上につなげていきます。

県では、RPA^{※2}やAIなどの新たなICTを積極的に利活用して効率化を図るとともに、庁内システムの見直しなどによるICT環境の最適化やEBPMなど多様なデータ利活用を支える環境の整備を推進し、県民サービスの向上につなげていくこととしています。

※1 EBPM

…証拠に基づく政策立案

※2 RPA (Robotic Process Automation)

…ソフトウェアロボットを活用した業務自動化の取組

(3) 電気通信施設の整備

(現状・問題点)

県有施設に公衆無線LANアクセスポイントの設置・運用を行う事業者を募集し、応募があった事業者と設置箇所を相談の上、協定を締結しています。

令和3年7月20日時点で400箇所に公衆無線LANアクセスポイントを設置しました。

また、これらの公衆無線LANアクセスポイントは、平常時は事業者と契約した人だけが利用できますが、大規模災害が発生したときには、事業者が無料開放することにより、契約していない人であっても、スマートフォンやパソコンがあれば、誰でもインターネットに接続することができるようになります。

(方針)

県では、設置した機器の更新などを行い、適切に管理していくことにより、県有施設を訪れた人のインターネット接続環境の向上及び確保を図ることとしています。

5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保

(1) 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保の方針

(現状・問題点)

県内の県土・都市づくりにおいては、社会資本の選択と集中による整備を図り、経済的、社会的、環境的に持続可能な都市構造への転換を進め、地域それぞれの特性に応じて、美しさや快適さを備えた神奈川らしい魅力ある地域が形成されることが望まれます。

そのためには、産業振興、観光振興、環境問題、防災対策など広域的な政策課題に対応し、地域の個性や魅力を伸ばす総合的な交通ネットワークを形成していく必要があります。

一方、地域のコミュニティ維持、地域経済の活性化など、地域の実情を踏まえた都市づくりの視点から、地域の特性を踏まえ、地域の個性を伸ばす都市構造への展開を図るための交通施策を推進する必要があります。

県土・都市づくりの現実に当たって、交通政策の果たす役割は極めて大きく、効率的、効果的な交通施設整備を進めるとともに、既存の交通施設の有効活用を促進することが課題となっています。

(方針)

経済活動の広域化への対応や観光交流の促進に向け、都市と県内及び県外地域との連携を強化するため、鉄道網や道路網といった広域交通網の整備と既存の交通網を生かした公共交通の充実を図ります。

また、観光客や働く人などが、便利で、安全、快適に移動できるよう、複数の移動手段や経路を確保するとともに、交通インフラの耐震性、多重性、代替性の向上により、災害に強い交通基盤を構築します。

さらに地域に応じた街づくりを進める中で、高齢者・障がい者をはじめ、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。

地球温暖化等への環境問題への対応として、公共交通の利用促進などによるエネルギー利用の効率化を推進します。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

(現状・問題点)

道路は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における県民の安全・安心の確保にも寄与する重要な社会基盤です。

本県では、平成19年に策定した「かながわのみちづくり計画」に基づいた、着実な道路整備により、さがみ縦貫道路や横浜北線などが順次完成してきましたが、国家戦略特区など3つの特区指定や、頻発化・激甚化する大規模災害など、本県の道路を取り巻く状況の変化に、より効率的・効果的に対応することが必要となっています。

(方針)

こうした県内の道路を取り巻く状況の変化に、厳しい財政状況の下、より効率的・効果的に対応するため、平成28年3月に「かながわのみちづくり計画」の見直しを行いました。

計画の見直しでは、道路をより使いやすくするために、今ある道路を最大限に活用する取組を新たに加えました。また、地域のまちづくりの進展などに合わせて、計画の熟度を高めていくべき重要な道路（将来に向けて検討が必要な道路）を計画に反映させるとともに、更なる災害対応力の強化を図ることとしました。

「かながわのみちづくり計画」に基づき、より一層の選択と集中を図った必要な道路の整備、既存道路を有効活用する取組を進めます。また、地域のまちづくりの進展などに合わせて、将来を見据えた人・モノの流れを支えるみちづくりなどに取り組みます。

(3) 農道及び林道の整備

(現状・問題点)

農産物の集出荷作業の省力化及び流通の改善とともに、畑地帯や樹園地の農家経営の近代化及び省力化を図るため、広域農道や、幹線農道及び支線農道の農道網を整備する必要があります。

(方針)

広域農道（小田原湯河原線）等を整備し、農産物の効率的な運搬や観光農業による地域の活性化を促進します。

林道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設です。県営林道については、利用形態などに応じて3つに区分し、森林区分に応じた適正な林道の配置・整備を行います。また、森林所有者、県、市町村等が協調し、森林作業道を作設する際には、「神奈川県森林作業道 作設指針」に基づき、適正な路網の整備を推進します。

(4) 交通確保対策

(現状・問題点)

バスは、鉄道網と連携して鉄道の利便性を高めるとともに、鉄道利用が困難な

地域にあっては、生活の足としての役割を担っています。

本県でのバス利用率は東京都市圏にある都県の中で最も高く、地域における重要な交通機関となっていますが、近年、利用者の減少による事業者の経営悪化等により、県北部や県西部、三浦半島地域などにおいて乗合バスの路線退出等が進んでいる状況にあります。

生活交通確保のために、市町村によるバス運行の取組なども進められています。が、これに伴い行政の財政負担も大きくなっています。

(方針)

誰もが安心して、自由に利用できる地域公共交通を確保するため、令和2年6月に改正された「地域公共交通活性化再生法」に基づき、地域のニーズや課題に最も精通している市町村が「地域公共交通計画」を策定する必要があるため、「神奈川県地域交通研究会」の場などにおいて、全国の先進自治体の取組事例を紹介するなど、市町村が計画策定にあたり、より幅広い検討ができるよう支援します。

また、乗合バスの路線退出等に係る生活交通の確保については、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」で協議を行うなど、地域の交通課題に取り組む市町村を、国や交通事業者などと連携して支援します。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

(現状・問題点)

生活排水対策については、平成31年1月に策定した「改訂 神奈川県生活排水処理施設整備構想」に基づき、概成年次である令和7年度までに県全体の生活排水処理率99%、構想の最終年次である令和12年度までに県全体の生活排水処理率100%を目標に掲げて取組を進めており、平成28年度末現在において、生活排水処理率は97%を超えておりますが、真鶴町は32.7%に留まっております。

また、一般廃棄物の適正処理を推進するためには、ごみ処理の広域化による効率的な事業の運営、焼却施設でのエネルギー回収などの取組が必要です。

(方針)

都市化が進んでいることを踏まえた集合処理である下水道の整備、家屋が点在し集合処理が適していない地域における個別処理としての合併処理浄化槽の普及を進めます。生活排水処理施設の整備に当たっては、各地域における今後の人口動態・分布の見通しや既存生活排水処理施設の設置状況、建設及び維持管理に係るコスト比較、水質保全効果、当該地域の特性、住民の意向を考慮して、それぞれの地域に最も適した効率的・経済的な整備手法を選定し、総合的な判断も踏まえ整備を進めます。

また、一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などを行います。

(2) 上水道、下水処理施設等の整備

ア 上水道施設等の整備

(現状・問題点)

主に地下水などの個別の水源を活用している県西地域（個別水源エリア）では、人口や給水量の減少による経営環境の悪化が予想されるうえ、水道施設の老朽化対策や耐震化などの施設更新需要が増大していきます。

また、給水人口が1万人から2万人程度までの小規模な水道事業者が多く、少ない職員で運営されており、水道事業運営に必要な技術継承が難しくなることが懸念されています。

（基幹管路の耐震適合率：県平均 72.3%、真鶴町 2.1%）

(方針)

このため、健全で安定的な水道事業が営まれ、安全な水道水を安定的に供給していくため、「神奈川県水道ビジョン」の趣旨に沿った「持続可能な水道」、「安全な水の供給」及び「強靱な水道」への取組を進めます。

特に、職員の減少や更なる人口減少を見据え、技術水準の確保や経営の一層の効率化を図るため、水道事業者間の管理の共同化や施設の共同化など多様な広域連携のあり方について検討を進めます。

イ 下水処理施設等の整備

(現状・問題点)

県内では、平成19年までに県内の市町村で下水道が供用され、令和元年度の県全体での下水道処理人口普及率は96.9%となっていますが、その普及状況は市町村により格差が存在しています。

下水道が整備されていない区域は、これまでに整備してきた区域と比べて、1人当たりの整備コストが割高になる傾向があります。さらに、人口減少が予想されるとともに、水の使用量も節水傾向にある中で汚水量の減少が見込まれることから、より効率的及び経済的な対応が必要です。

(方針)

今後の下水道の整備に当たっては、人口減少等の動向を考慮した上で、合併処理浄化槽との経済比較を行い、公共用水域の水質や地域特性を総合的に判断して、下水道区域の見直しを行い、より効率的、経済的な整備を進めます。また、見直し後の下水道区域については、下水処理場の再編等の効率的な整備方法を検討し、事業を着実に進めます。

(3) 消防業務及び救急業務の充実

(現状・問題点)

県内においては、市町村消防の広域化により消防体制の基盤の強化、消防体制の効率化を図るため、「神奈川県消防広域化推進計画」を策定し、広域化による消防力の強化を進めており、同計画では真鶴町は県西地区（小田原市、南足柄市、中井

町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町及び真鶴町の2市8町の広域化ブロックに段階的に参加することとしています。なお、真鶴町の常備消防事務については、昭和51年1月から湯河原町に委託されており、消防救急体制は確保されています。

また、令和3年4月1日現在の消防団員数は、真鶴町の条例定数の79.6%の充足率となっています。

(方針)

神奈川県消防広域化推進計画に基づき、消防需要の動向と市町村消防の将来の姿を踏まえ、消防の広域化により、消防力の一層の充実強化を図ります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨に鑑み、地域防災力の強化や災害への備えを充実するため、消防団・自主防災組織の強化などを引き続き支援します。

(4) し尿及びごみ処理施設等の整備

(現状・問題点)

市町村においては、一般廃棄物の排出抑制や循環的利用の取組が進展していますが、更なる排出抑制、再使用、再生利用の促進に取り組むことにより、最終処分量の削減を図るとともに、ごみ処理の広域化による効率的な事業の運営、焼却施設でのエネルギー回収などの取組も必要です。

(方針)

市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進するとともに、広域的なごみ処理の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

(現状・問題点)

女性の就業率が上昇し、保育所や放課後児童クラブへのニーズが増加する中、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなどが課題となっています。多くの若者が家庭を持つ希望をかなえるためにも、社会全体で子育てを支えるしくみの充実が重要です。

また、県内における総人口は、令和2年に約923万人となり、その後、令和7年までの間には減少していくと予測されています。高齢者人口は、令和22年には総人口の33.6%に達し、とりわけ、85歳以上の高齢者の増加傾向が著しく、全国屈指のスピードで高齢化が進展しています。

さらに、高齢単身世帯数は、令和17年には、平成27年の約1.4倍、要介護・要支援認定者数は、今後、とりわけ75歳以上の高齢者の大幅な増加に伴いさらに増加し、令和7年には、令和2年比で約1.2倍になることが予測されます。

(方針)

結婚から育児までの切れ目ない支援を通じて少子化対策に取り組み、すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、安心して子どもを生み育てられる環境の整備を進めます。

また、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざして、介護や生活支援が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して暮らすことができるよう、医療や介護、予防などのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するなど地域で支え合う社会づくりを進めます。

さらに、食・運動・社会参加を中心とした未病改善の取組を推進し、高齢者が自らの経験、知識、意欲をいかした就業や社会参画活動を通していきいきと暮らせるよう、生きがいづくりを進めます。

(2) 子育て環境の確保

(現状・問題点)

県内においては、核家族化の進行や地域社会の関係希薄化等により、地域や家庭における子育て力が著しく低下していることから、育児の孤立化や負担感の増大が大きな課題となっているほか、待機児童問題等の個人や各家庭の努力だけでは解決が難しい様々な課題が生じています。

(方針)

安心して子育てができるよう、市町村と連携して子育て家庭のニーズに応じた教育・保育環境の充実を図るとともに、保育士確保に向けた施策に取り組み、待機児童ゼロの早期実現を目指します。さらに、小学生の放課後対策の充実を図ります。障がいの有無に関わらず、安心して子どもを預けられるよう、必要な支援を行います。

また、結婚支援、小児・周産期の医療体制の整備、さらに育児までの切れ目ない支援を行うとともに、かながわ子育て応援パスポートの充実などにより、社会全体で子育てを応援します。

(3) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(現状・問題点)

認知症の人や一人暮らしの高齢者等が増加する中、誰もが住み慣れた地域で安心して元気にいきいきと暮らせるよう、保健・医療・福祉の関係機関や団体、ボランティア等が連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行う、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要です。

また、高齢者の心身の状態や生活環境等に応じたサービス提供ができるよう、多様なニーズに応じた介護サービスの基盤整備を着実に進めていく必要があります。

す。

(方針)

「地域包括ケアシステム」における中核的な機関である地域包括支援センターの機能・体制の強化や、地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉の関係機関や団体などのネットワークの構築を図るとともに、「認知症バリアフリー」の取組を県全体で進めるなど、認知症とともに生きる社会づくりに向けた総合的な認知症施策を推進します。「かながわ未病改善宣言」に基づき、「食・運動・社会参加」を中心とした未病改善の取組を推進します。

保健・医療・福祉の人材の養成と資質の向上の取組と就業支援や介護の魅力発信、介護職員のモチベーションアップを図る取組など、引き続き人材の確保・定着対策を推進するとともに、介護現場の職務環境の改善や職員の負担軽減を図るための介護ロボット・ICTの導入を推進します。

心身の状態や生活環境等の状況に応じたサービス提供ができるよう、介護保険施設等の介護サービス基盤の整備を進めます。

(4) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(現状・問題点)

令和3年4月1日時点の県の人口 9,235,697 人に対し、令和3年3月31日時点で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの手帳交付者数と、知的障がい者の把握者数の合計は、439,566 人となっており、約5%の県民が何らかの障がいを有していることとなります。

障がい者の自立及び社会参加を促進するため、障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去のための取組が必要です。

(方針)

県では、障がい者の自立を「障がい者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と考えています。

この考え方を踏まえ、乳幼児期から成人・高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを大切に、一生涯を通じて、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とします。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

(現状・問題点)

県内は、全国第2位の人口を有し、令和2年の年齢別の構成比では、老年人口は全国を下回るものの、今後、全国平均を上回るスピードで高齢化が進行することが予測されています。その中で、真鶴町を含む2市8町で構成される県西二次保健医療圏域は、老年人口の年齢別構成比が県全体及び全国の数値を上回っています。

県西二次保健医療圏域の医療施設、病床数等の状況は、人口当たりの面積が大きいこともあり、人口10万人対で概ね県全体を上回っていますが、医療資源の配置は小田原市内に集中しています。在宅医療サービスを提供する施設数等でも、県全体の数値を上回るものが多いですが、県西二次保健医療圏域の在宅医療等の必要量は、神奈川県地域医療構想では、令和7年に平成25年の1.3倍になると推計されています。

限られた資源を有効活用していくため、ICTの活用を含めた、医療機関間及び医療機関と市町村・地域包括支援センター・介護保険事業所等との間の連携体制構築に向けた取組を推進するとともに、研修や普及啓発事業を通じて、在宅医療の充実を図る取組を進めています。

県西二次保健医療圏域の医療従事者数は人口10万人対で概ね県全体及び全国の数値を下回っています。特に医療施設従事医師数は、人口10万人対で172.6人と県全体の212.4人や全国平均246.7人を大きく下回り、診療科別でも、概ね県全体を下回っています。このため、神奈川県地域医療支援センターの活用や県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科（産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療科）での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことにより、県内勤務医師の確保と地域偏在や診療科偏在の解消に向けて取り組んでいます。また、神奈川県医療勤務環境改善支援センターによる医師の離職防止・復職支援に向けた働きやすい就業環境づくりに取り組むほか、高齢化の進展に伴う医師の高齢化に伴い、救急医療全般において休日・夜間等の当直医の確保が更に困難になることから、効率的な救急医療体制の構築に向けた救急医療の適正化を推進しています。

(方針)

全ての県民が健やかに安心して暮らせる社会の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本理念とした「神奈川県保健医療計画」に基づき、医療行政を進めていきます。

県西二次保健医療圏域では、「地域の住民の医療は地域で診る」という「地域完結型医療」を目指しており、取組に当たっては、限りある資源を有効に活用し、地域住民の理解を得ながら、市町や医療関係者、医療保険者、介護関係者等と連携して進めます。

また、「かかりつけ医」の普及・定着や、在宅医療・介護の充実に向けた取組などを推進していきます。

(2) 無医地区対策

(現状・問題点)

県内には、無医地区はありませんが、上記「医療の確保の方針」に記載のとおり、医療体制確保に向けて取り組みます。

(方針)

上記「医療の確保の方針」に記載のとおり、医療体制確保に向けて取り組むほか、医師不足地域などの地域医療の確保向上等を図るため、自治医科大学医学部での医師の養成を図ります。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

(現状・問題点)

県内において、特定診療科の医師が不足しているため、産科や小児科などの特定診療科の医師確保の取組が重要です。

(方針)

このため、県では県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことにより、特定診療科に係る医師確保に向けて取り組みます。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

(現状・問題点)

少子高齢化、国際化、情報化の進展など社会状況が著しく変化し、また、学力や学習意欲をめぐる問題、不登校やいじめなどの問題、家庭や地域の教育力をめぐる問題など、課題が山積しています。こうした中、中長期的な視点に立って、明日のかながわを担う「人づくり」を進めることが重要となっています。

かながわの教育目標として掲げた、「思いやる力」、「たくましく生きる力」及び「社会とかかわる力」を育成するため、学校だけではなく、地域、家庭、NPOなどの各主体が、特性や役割に応じて、協働・連携した「人づくり」の取組を進めることが必要となっています。

(方針)

次の5つの「基本方針」により、取組を推進します。

- 1 かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組を進めます
- 2 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます
- 3 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます

す

- 4 子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます
- 5 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

(2) 公立小中学校等の統合整備等教育施設の整備

(現状・問題点)

子どもたちが安全・安心で快適に学べるよう、学校の教育環境の整備が必要となっています。

また、学校と地域が協働・連携しながら子どもたちの豊かな成長を支えるために、学校は地域と一体となって、子どもたちを育む「地域とともにある学校」の取組を進めていくことが重要です。

さらに、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことも大切です。

(方針)

公立小中学校等は、子どもたちの学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっています。地域のコミュニティの拠点として、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっています。

このような状況を踏まえ、子どもたちの安全を守り、安心でかつ豊かな教育環境を確保するとともに、地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、公立小中学校等の整備を進めていく必要があるものと捉えています。

こうした施設を活用して、子どもたちの成長を支える学習支援等、様々な活動を実施し、地域と学校が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みである「地域学校協働活動」を促進するとともに、放課後等の安全・安心な子どもの活動拠点を確保し、地域住民の協力の下、学習、スポーツ等地域との交流活動を促進する取組を支援します。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

ア 社会教育施設関連

(現状・問題点)

知識基盤社会が本格的に到来する中、全ての人が生涯にわたる自分づくりができるよう、生涯学習の場や機会の充実等、地域の教育力の向上の取組を進める必要があります。

(方針)

人生 100 歳時代において、県民一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、生涯学習の環境整備を行うとともに、社会教育

施設や学校等を活用した学びの場づくりを進める必要があることから、子どもから大人までを対象とした公開講座や施設開放の充実を図ります。

また、県内の全ての市町村立図書館や一部の大学図書館等が参加する「神奈川県図書館情報ネットワーク（K L - N E T）」を運用し、より専門的で、多様な情報提供のニーズに対応するため、大学図書館、専門図書館等の参加の促進に取り組み、相互貸借を可能とする資料の拡充に努めるほか、社会教育主事等を対象に、様々な教育課題に対応できるよう人材育成を進めます。

イ 体育施設関連

(現状・問題点)

県の令和2年度の「県民ニーズ調査」によると、「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」について、「非常に重要である」、「かなり重要である」と考えている県民の割合は62.2%と半数を超えているのに対し、「十分満たされている」、「かなり満たされている」と考えている県民の割合は、29.7%となっています。運動やスポーツに親しめる機会や場を身近に整える環境整備が必要です。

(方針)

県民の多様なスポーツへのニーズに対応するため、目的やニーズに応じて、スポーツを支える環境整備を目指します。また、県民の誰もが身近な場所でいつでも気軽に遊びやスポーツを行うことができるよう、スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実に取り組みます。

10 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

(現状・問題点)

人口減少の影響により、県内各地域それぞれに特色のある伝統的な芸能については、地域において継承者がいなくなるという問題、また、参加や鑑賞する側の人についても、触れる機会の減少や、その価値が広く知られていないことなど、伝統文化が失われていくおそれがあります。

そこで、このような状況を踏まえ、伝統的な芸能の担い手だけでなく、県民が伝統的な芸能の存在意義に対する認識を深め、守り、継承していくために伝統的な芸能の鑑賞、発表機会を提供していくこと、将来の文化芸術の向上・発展の基礎ともなる伝統的な文化芸術を支える技術・技能の継承者に対する支援の充実を図ることとともに、地域のコミュニティの活性化、地域のにぎわいづくりに有形・無形の文化資源を活用していくことが、引き続き必要と考えられます。

(方針)

県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統的な芸能を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していけるよう、市町村と連携して、各地域の伝統的な芸

能の発表の場を設け、鑑賞の機会を充実させ、県内外に発信していきます。

また、神奈川の伝統的な芸能が継続的に発展していくために、伝統的な芸能を支える技術・技能の継承者の育成を目指して、ワークショップを充実させるなどの支援を行います。

さらに、県で事業実施した各地の伝統的な芸能について、映像及び報告書等の整理をし、記録として後世に残していく取組を実施します。

(2) 地域文化の振興等に係る環境整備

(現状・問題点)

長寿命化や収蔵スペース確保等、施設面における必要な修繕、拡充を計画的に進めていく必要がありますが、施設のハード面だけではなく、人材や情報等のソフト面の充実を図る取組が求められます。

そのためには、各施設の専門的人材の育成や資質向上だけではなく、情報発信を強化し、市町村や関係団体等との連携・協力を進めていくことが必要と考えられます。

(方針)

文化芸術振興施策の推進に当たり、県立文化施設がそれぞれの役割を果たすことができるよう、適切な修繕・改修のほか、貴重な文化資源を後世に伝えるための収蔵スペースの確保など、計画的な維持・保全・拡充に努めます。

また、県立文化施設は人材育成の機能を担っているため、新たな人材への作品の展示や公演等の発表の場の提供、参加体験型の事業の実施など、施策を継続するために必要な人材の育成に関係団体と連携して取り組みます。

さらに、市町村との会議による情報交換や、神奈川の文化プログラムの認証等による連携、市町村や文化芸術団体と協力した事業実施や連携体制の構築を進めるとともに、マグカル・ドット・ネット[※]による情報発信や情報誌の発行など情報発信の強化に取り組みます。

※ マグカル・ドット・ネット

…芸術・文化イベントなどの情報を一元的に発信するポータルサイト

11 集落の整備

(現状・問題点)

過疎地域に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが重大な問題となっています。

このような集落が直面する問題に対応するためには、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、県や市町村が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施していくことが大切だと考えられます。

また、人口減少と高齢化の進展に伴い、単独の集落では暮らしの維持が困難になると、集落の枠組みを超え、住民の一体感に根差した複数集落からなる圏域を対象として、広域的に支えあう地域運営の仕組みを作るなどの取組が必要となります。

(方針)

集落対策においては、市町村が地域の実情を把握するとともに、集落の住民自身が、集落の現状と課題について見つめ直し、その結果を活用しながら、住民同士や住民と市町村の間で、集落の現状や課題、将来的にあるべき姿などについて話し合い、理解を深め、共通認識の形成を図ることが望ましいとされています。

このような取組により、市町村が、地域住民の現状や地域の実情を把握し集落対策の方針を示すなどの実効的な集落対策を円滑に展開できるよう、県は、広域自治体として、国の制度と市町村の現場の総合的なコーディネートを行います。

また、ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、2(2)に定める取組に加え、住宅団地の造成や空き家を活用した住宅整備を行うことや、集落機能の維持や存続が危ぶまれる場合は、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成するなど、地域の実情に応じた取組を国の制度を活用しながら進めます。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(現状・問題点)

近年の気候変動問題に対応するため、県は、令和元年11月に2050年脱炭素社会の実現を目指すこととしました。この実現に向けては、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー等の導入加速化や省エネルギー対策推進の取組を図り、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減を進める必要があります。

県内の太陽光発電の導入量は、令和元年度実績で約92.2万kWとなり、平成22年度に比べ、約7倍まで増加しています。

しかし、平成26年度以降は、電力系統への接続制限、再生可能エネルギー発電促進賦課金による国民負担の増大、固定価格買取制度の買取価格の見直し等の影響により、全国と同様に、本県も太陽光発電の新規導入量が減少していることから、導入マインドの回復に向け、さらなる取組を進める必要があります。

(方針)

2050年脱炭素社会の実現に向けては、県民や事業者などあらゆる主体と連携して、再生可能エネルギー等の導入加速化などに取り組んでいきます。

具体的には、災害時も停電のないくらしを実現するため、自家消費型太陽光発電への導入支援や、民間事業者と連携した太陽光発電の共同購入などによる導入拡大に取り組むとともに、普及啓発を進めます。